

わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)について

1. わがまち特例とは

地方団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするという観点から、地方税法で定める課税標準等の軽減の程度を地方団体が条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度の税制改正により導入されたものです。

2. 大分市税条例で定められている特例について

わがまち特例一覧(令和7年4月1日現在)

対象税目	対象資産		根拠法令 (地方税法)	適用期間	特例割合		
固定資産税 都市計画税 (※償却資産は 固定資産税のみ)	家屋 償却資産	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産		第349条の3第27項	－	3分の1	
		居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産		第349条の3第28項	－	3分の1	
		事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産		第349条の3第29項	－	3分の1	
	土 地	緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地		附則第15条第32項	3年間	3分の2	
	土地 家屋 償却資産	特定事業所内保育施設(企業主導型保育事業)の用に供する固定資産 (平成29年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの)		旧附則第15条第32項	5年間	3分の1	
		一体型滞在快適性等向上事業で整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産		附則第15条第37項	5年間	2分の1	
固定資産税	家 屋	サービス付き高齢者向け賃貸住宅(税額の減額措置)		附則第15条の8第2項	5年間	3分の2	
		大規模の修繕等が行われたマンション(税額の減額措置)		附則第15条の9の3	1年間	3分の1	
	償却資産	公害防止用設備	汚水又は廃液処理施設	附則第15条第2項第1号	－	2分の1	
			下水道の除害施設	附則第15条第2項第5号	－	5分の4	
		浸水防止用設備		附則第15条第28項	5年間	3分の2	
		再生可能エネルギー 発電設備	太陽光発電設備(出力1,000kw未満)※1 風力発電設備(出力20kw以上) 地熱発電設備(出力1,000kw未満) バイオマス発電設備(出力10,000kw以上20,000kw未満)※2		附則第15条第25項第1号	3年間	3分の2
			バイオマス発電設備(出力10,000kw以上20,000kw未満)※3 (一般木質・農作物残さ区分に該当するもの)		附則第15条第25項第2号	3年間	7分の6
			太陽光発電設備(出力1,000kw以上)※1 風力発電設備(出力20kw未満) 水力発電設備(出力5,000kw以上)		附則第15条第25項第3号	3年間	4分の3
			水力発電設備(出力5,000kw未満) 地熱発電設備(出力1,000kw以上) バイオマス発電設備(出力10,000kw未満)		附則第15条第25項第4号	3年間	2分の1
		家屋 償却資産	認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等 (令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得したもの)		旧附則第64条	3年間	ゼロ

※1. ただし、認定発電設備の対象外であって、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているもの
※2 ※3のものを除く